

生駒市規則第 1 号

生駒市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 月 26 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

生駒市国民健康保険運営協議会規則（昭和 33 年 1 1 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「条例第 2 条各号の委員の定数のおのおのの半数以上の出席がなければ」を「委員の過半数が出席しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。